

○福島県立図書館児童図書研究室「研究用資料セット」の利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は福島県立図書館利用規則第33条の規定に基づき、当館所蔵の「研究用資料セット」(以下「資料」という)の円滑な利用を促進するために定める。

(資料の範囲)

第2条 利用の対象となる資料は、児童図書を研究するための資料として収集したもので、以下のセットとする。

- (1) 比べ読み絵本セット
- (2) ユニバーサルデザイン絵本セット
- (3) 外国語絵本セット
- (4) 受賞図書セット
 - ア) 赤い鳥文学賞
 - イ) 日本の絵本賞(日本絵本賞)
 - ウ) 野間児童文芸賞
 - エ) コルデコット賞
 - オ) ニューベリー賞
 - カ) カーネギー賞
 - キ) ケイトグリーンナウェイ賞
- (5) 読書活動支援セット

(貸出対象)

第3条 この資料の貸出を受けることのできる個人及び団体は、つぎに掲げる項目に該当するものとする。

- (1) 展示や研究のために利用しようとする公共図書館、公民館、学校
- (2) 子どもと本についての研究グループ
- (3) 子どもと本についての研究者
- (4) その他、館長が認めたもの

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、1ヶ月以内とする。

(貸出点数)

第5条 貸出点数は、1団体1回につき1セットとする。

(貸出及び返却手続き)

第6条 貸出及び返却手続きは、つぎのとおりとする。

- (1) 資料の貸出は、別記様式「児童図書研究室資料借受申込書」によるものとする。
- (2) 資料の貸出・返納の方法は、直接来館・郵送(簡易書留)・宅配便及び協力車とする。協力車については「福島県立図書館協力車事業実施要綱」によるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。